

## 第2回 仁淀川流域住民の意見を聴く会

### 【土佐市会場】

#### 議事録

平成 25 年 7 月 27 日（土）

9:30～11:30

土佐市立中央公民館

3階 大会議室

### 1. 開 会

○司会 おはようございます。

定刻となりました。

本日は、週末の大変お忙しい中、ご参加をいただきまして、誠にありがとうございます。

ただ今より、土佐市会場での第2回仁淀川流域住民の意見を聴く会を開催させていただきます。

私は、本日の司会を務めさせていただきます国土交通省高知河川国道事務所総務課長の半田でございます。よろしくお願いいたします。

会議に先立ちまして、配布資料の確認をさせていただきます。受付でお渡ししました資料をご覧ください。茶封筒に入っております。

まず、1枚紙で議事次第でございます。続きまして、タイトルが「仁淀川流域住民の意見を聴く会」の参加者の皆様へ開催にあたってのお願い、1枚でございます。続きまして、右肩、「資料-1」と打っておりますが、「仁淀川水系河川整備計画【素案】に係る「ご意見・ご質問」に対する四国地方整備局及び高知県の考え方について」。それから、右肩、「資料-2」と打っておりますが、「仁淀川水系河川整備計画【修正素案】に関する説明資料」でございます。続きまして、厚い冊子でございますが、「仁淀川水系河川整備計画【修正素案】」でございます。それから、カラーの印刷物でございますが、タイトルが「仁淀川ニュースレター」、折り込みでございます。それから、最後に、A4の1枚でございますが、意見記入用紙。

以上でございます。

不足がございましたら、お近くの事務局スタッフまでお申し付けくださいますようお願いいたします。よろしいでしょうか？

次に、参加者の皆様へのお願いを申し上げます。

本日の会は公開で開催されております。本日頂いたご質問・ご意見につきましては、速記録を作成しまして、後日、お名前を除いた形でホームページやニュースレター等で公表いたします。ご理解のほど、よろしく願いいたします。また、携帯電話は、電源を切っていたか、マナーモードに設定していただきますようよろしくお願いいたします。

次に、本日の会の進行についてご説明いたします。

本日は、まず最初に、事務局より河川整備計画【素案】等についてご説明をさせていただきます。その後、皆様からご意見・ご質問を頂くこととしております。全体で2時間を予定しており、長時間ではございますが、ご協力のほど、よろしくお願いいたします。なお、後日、新たなご質問やご意見がある場合には、本日お手元に配布させていただきましたニュースレターのはがきの意見記入欄やメール等によりご意見・ご質問をお寄せいただきたいと思っております。

それでは、お手元の議事次第に従いまして会を進めさせていただきます。

まず、開会にあたりまして、国土交通省高知河川国道事務所長の安達よりご挨拶申し上げます。

## 2. 挨拶

○安達所長 高知河川国道事務所の安達でございます。

本日は、お忙しい中、ご参加いただき、大変ありがとうございます。

また、日ごろは、清掃活動等、住民の皆様には、何かとご協力いただいておりますことを重ねてお礼を申し上げます。

現在、一級水系仁淀川の河川管理者でございます四国地方整備局と高知県は協働で仁淀川水系河川整備計画の策定に向け検討を進めておるところでございます。

河川整備計画というのは、今後概ね30年間の具体的な河川整備の内容を示すものでございます。

検討を進めていくにあたりましては、やはり流域の皆様のご意見を踏まえることが大切だと考えております。今年の1月に第1回流域住民の意見を聴く会を開催させていただきました。今回が第2回の会ということになります。お手持ちの冊子には、「仁淀川水系河川整備計画【修正素案】」とございます。第1回の会合では、かつこ書きが【素案】というものをお示しさせていただきました。この【修正素案】は、【素案】に対して頂きましたご意見を踏まえ作成したものでございます。本会は、【修正素案】について皆様のご意見をお聴きするものでございます。第1回の会にご参加されなかった方々、今回初めて仁淀川水系河川整備計画をご覧になる方もいらっしゃるかと思います。本日は、そういった方も

ご遠慮なくご発言いただければと思っております。皆様方の忌憚のないご意見をお願い申し上げます。

本日は、どうぞよろしくお願いいたします。

### 3. 議 事

#### 1) 仁淀川流域住民の意見を聴く会の進行について

○司会 はい、では、先ほど配布資料の確認をさせていただきましたが、2つ目のA4の1枚紙、「仁淀川流域住民の意見を聴く会」の参加者の皆様へ開催にあたってのお願い」をご覧ください。本日の会の開催目的や運営方法等について記載したのですが、これを今から読み上げさせていただきます。

「仁淀川流域住民の意見を聴く会」の参加者の皆様へ開催にあたってのお願い

##### 1. はじめに

「仁淀川流域住民の意見を聴く会」は、仁淀川水系河川整備計画の策定にあたり、仁淀川水系河川整備計画【修正素案】に対し関係住民の方々から意見を聴くことを目的として国土交通省四国地方整備局及び高知県が開催するものです。

以後、仁淀川流域住民の意見を聴く会を“同会”と、同会の参加者を“参加者”と称します。

##### 2. 参加の方法

参加者は、原則として仁淀川流域の市町村（高知市・土佐市・いの町・日高村・越知町・佐川町・仁淀川町）に在住の方とします。

##### 3. 意見の表明

参加者は、時間の許す範囲内において同会の中で仁淀川水系河川整備計画に関する意見を表明することができます。

このとき、意見表明者の方は、お名前・お住まい、これは市町村名までをお願いいたします、をおっしゃった後に発言してください。

なお、匿名希望の場合は、その旨を表明したうえで、発言していただくことも可能です。

##### 4. 他者の意見の尊重

参加者は、他の参加者の意見表明を尊重し、他の参加者の意見表明を妨げたり、誹謗中傷などを行わないようお願いいたします。

##### 5. 進行秩序の確保

参加者は、同会を円滑に進めるため御協力をお願いします。又、会議の妨げとなるような行為は慎んで下さい。

なお、会議の秩序を乱したり、進行の妨げとなるような行為を行った場合には、事務局より退室をお願いすることがあります。

## 6. 個人情報の保護

個人情報保護の観点から、同会の運営・進行等で主催者が得た個人情報は、秘匿します。

## 7. 四国地方整備局及び高知県の責務

国土交通省四国地方整備局及び高知県は、同会の開催方針及び運営方針を決定し、開催及び運営の責任を持つものとしします。

国土交通省四国地方整備局及び高知県は、同会で表明された意見をとりまとめ、仁淀川水系河川整備計画策定にできる限り反映します。

事務局：国土交通省四国地方整備局

高知県

以上のとおりです。会の運営等にご協力よろしくお願ひいたします。

それでは、議事次第の3の議事の2) 仁淀川水系河川整備計画策定についてと、3) 仁淀川水系河川整備計画【修正素案】についての説明を事務局より一括して行います。

お願ひします。

## 2) 仁淀川水系河川整備計画の策定について

○事務局（国交省） はじめまして。事務局の高知河川国道事務所河川担当副所長をしております高井でございます。よろしくお願ひいたします。

それでは、仁淀川水系河川整備計画の【修正素案】につきましてご説明させていただきます。

最初に、河川整備計画策定の仕組みについて説明を行いまして、その後、【修正素案】の内容についてご説明させていただきます。

座って説明させていただきます。

### 河川整備基本方針と河川整備計画の特徴

まず、河川整備基本方針と整備計画の特徴でございます。

基本方針というのは、長期的な河川整備の基本的な方針や考え方を定めたものでございます。

それに対して河川整備計画は、基本方針をベースに概ね20年～30年後の河川整備の目標を定めたもの、具体的な河川整備の計画を定めたものでございまして、イメージ的には、下でございますように、概ね20年～30年の河川整備計画を段階的に実施することによりまして基本方針レベルまで整備水準を上げるといったふうなイメージと考えていただければいいと思います。

### 【仁淀川水系河川整備計画】検討の進め方

次に、河川整備計画の検討の進め方でございます。

大きな流れとしまして、左のほうから、まず、基本方針の策定。続きまして、河川整備計画【素案】の公表。次に、その【修正素案】の公表。で、河川整備計画【案】の公表。

最後に、河川整備計画の策定とこういった段階を経て整備計画というものを策定してまいります。当然のことながら、策定にあたりましては、学識経験者、流域住民、県知事、流域市町村長のご意見をお聴きしながら策定してまいります。

現在の状況でございます。

昨年の12月に公表をしました河川整備計画【素案】に対して第1回の意見聴取会や、また、パブリックコメントによりましてご意見を頂き、その意見を基に【修正素案】を作成して、今月の7月の12日に公表しております。

本日の会議は、この【修正素案】に対する第2回目のご意見をお伺いする場でございます。

### 【仁淀川水系河川整備計画策定に係る意見の聴取】

意見の聴取でございますが、河川法の第16条に基づきまして、学識経験者、流域住民の方、または、流域市町村長の意見を聴くこととなっております。

左側の仁淀川流域学識者会議でございますけど、委員の皆様は、「治水」あるいは「利水」、「環境」、「歴史文化」、「経済」等、幅広い分野から10名の学識経験者で構成しております。

次に、仁淀川流域住民の意見を聴く会でございますが、仁淀川流域及び想定氾濫区域の市町村住民の皆様からご意見をお聴きします。

次に、仁淀川流域市町村長の意見を聴く会でございますが、流域及び想定氾濫区域市町村長の2市4町1村長（高知市、土佐市、いの町、日高村、佐川町、越知町、仁淀川町）からご意見をお聴きいたします。

次に、左下でございますパブリックコメントでございますが、流域の住民の方から意見を聴取するという手法でございます。整備計画の【素案】及び整備計画の【修正素案】について郵送あるいはFAX、また、ホームページ、電子メール等でご意見を募集します。

次に、情報の公開・共有でございますが、ニュースレターの発行、あるいは、ホームページの開設、事務所情報コーナーの開設等により幅広い広報活動を行い、情報の公開・共有に努めてございます。

### ■河川整備計画に関する広報について

次に、河川整備計画に関する広報でございます。

流域市町村を対象に新聞折込や関係自治体等にニュースレターを配布しまして、幅広く意見を聴取しております。

ニュースレターの発行でございますが、第1号は平成25年の1月11日、第2号につきましては25年の7月12日にそれぞれ発行してございます。

公表資料につきましては、仁淀川水系河川整備計画のホームページに掲載してございます。また、国土交通省、高知県、関係自治体に閲覧場所を設置してございます。

### ■様々な方々からの意見を聴く会（第1回）の実施結果

第1回の意見聴取会でございますが、仁淀川流域学識者会議につきましては、平成25年

の1月22日に高知内で開催しております。

次に、仁淀川流域住民の意見を聴く会でございますが、平成25年の1月26日から1月27日にかけて、日高村、佐川町、土佐市の3会場において開催しました。

次に、仁淀川流域市町村長の意見を聴く会でございますが、25年の2月7日に日高村で開催しております。

#### ■意見を聴く会の実施状況

これは、意見を聴く会の実施状況でございます。

#### ■ご意見の整理について

頂いたご意見の整理でございますが、会議録やパブリックコメントで頂いたご意見を事務局で整理・要約しております。

同様のご意見と判断したものにつきましては、テーマごとに分類しまして、四国地方整備局及び高知県の考え方をお示ししまして、【修正素案】への反映内容を示しております。

頂いたご意見の趣旨が異なっている場合は、申し訳ございませんが、再度ご意見をお寄せください。

#### ■各会場のご意見数

各会場でのご意見数でございます。

仁淀川流域学識者会議では32件、仁淀川流域住民の意見を聴く会では合わせまして53件、そして仁淀川流域市町村長の意見を聴く会では29件の合計合わせて114件の河川整備計画【素案】に関するご意見を頂いております。

#### ■パブリックコメントによるご意見提出数

次に、パブリックコメントによるご意見数ですが、はがき、電子メール、意見記入用紙、FAXによりまして計257件のご意見を頂いております。第1回意見聴取会でのご意見も合わせますと、合計371件ものご意見を頂いております。

#### ■分類別ご意見数

これらのご意見の内容を分類分けした結果でございます。

大きく、河川整備計画【素案】に関するご意見が351件、そして、仁淀川全般に関するご意見、質問等が20件でございます。

整備計画【素案】に関するご意見のうち、治水等に関するご意見が194件、それから、環境に関するご意見が70件、そして、管理に関するご意見が67件ございました。

#### ■ご意見・ご質問のテーマ分類

さらに、先ほど分類しましたご意見をさらに細分化しまして、事務局のほうでテーマ、38テーマに分けてさらに分類をして整理しております。

### 3) 仁淀川水系河川整備計画【修正素案】について

○事務局（国交省） 続きまして、仁淀川水系河川整備計画【修正素案】について説明を

させていただきます。

まず最初に、おさらいでございますけど、仁淀川の概要をご説明しまして、その後、【素案】に対する第1回意見聴取会及びパブリックコメント等で頂いたご意見・ご質問を踏まえ【修正素案】に反映した事項についてご説明いたします。

修正箇所につきましては、アンダーラインや見え消しで表しております。

頂いたご意見・ご質問の中で修正素案に反映していない事項については、配布しております「仁淀川水系河川整備計画【素案】に係る「ご意見・ご質問」に対する四国地方整備局及び高知県の考え方」についての中で理由等を示しておりますので、ご理解いただくようお願いいたします。

## 仁淀川の概要

### ■流域の概要

仁淀川の概要でございます。

まず、流域の概要ですが、愛媛県、高知県の2県にまたがり、流域面積は1,560km<sup>2</sup>。四国では、吉野川、渡川に次ぐ3番目に大きい河川でございます。

源流は西日本最高峰の石鎚山で、幹川流路延長は124kmとなっております。

### ■地形

流域の地形でございますが、上流のほうから見ますと、上流域は面河溪谷のV字谷に代表されるような非常に急峻な地形でございます。

中流域も山地で構成されております。支川沿いに扇状地性の低地あるいは砂礫台地が見られます。

下流域につきましては、日下川、宇治川、波介川に見られるように、東西から支流が合流しておりまして、これらの支川沿いに平野は形成されているということでございます。これらの平野は、仁淀川から離れるほど低い地形、いわゆる「低奥型地形」といいますけど、慢性的な水害に悩まされてきた歴史がございます。

### ■気象

気象でございます。

流域の降水量はだいたい年平均2,500mm、全国平均の約1.6倍でございます。全国有数の多雨地帯でございます。年間降雨の約4割が台風時期の7月から9月にかけて降りまして、また、中流域と下流域には非常に多く降る特徴がございます。

### ■人口

流域の人口でございますが、昭和40年ごろは約14万人でしたが、平成22年には10万人を割り込んでございます。特に、上流域の町村は半減している状況でございます。

### ■土地利用等

流域の土地利用ですが、大半が森林ということでございます。平地は上中流域の盆地または下流の支川沿いに広がっており、多くは農地として利用されておるということでございます。

## ■産業

産業は農林業が主体でございます。

下流域では古くから製紙業が盛んで、電解コンデンサ用セパレータの世界シェア 70%を占める企業もございます。

### 【修正素案】に反映事項

ここからは、仁淀川水系河川整備計画【素案】に対して頂いたご意見・ご質問を踏まえ、【修正素案】に反映した事項をご説明させていただきます。

### 河川整備の基本理念

まず、河川整備の基本理念に関するご意見としましていくつかのご意見を頂いております。

仁淀川の自然環境は大変素晴らしいものであり、高知県のみならず国の宝であることを踏まえ、加筆してほしいといったご意見。

また、「潤いがある」等の地域活性につながる内容としてほしい。

また、「里山の原風景を残す」「川と関わる伝統的な生活文化の継承」「河道／川岸を自然に近い状態で残す」「豊かな生態系を保全する」という内容を踏まえ整備計画を策定いただきたいといったご意見を頂いております。

これに対しまして対応としましては、ご意見を参考に、日本を代表する清流仁淀川の特徴を盛り込んだ基本理念に修正してございます。

### 目標

次に、目標に関するご意見としまして、仁淀川の何を守るべきかということをもう少し明確にあったほうがいいのではないかとご意見がございました。

これにつきましては、ご意見を参考に、基本理念を修正しております。

### 水質

次に、水質に関するご意見としまして、流域住民の方に水質問題の理解を得るためには、広報誌またはホームページで仁淀川の良さを随所に盛り込んでいくことが重要であるといった意見。

また、「奇跡の川」とか「宝」といったことは身近な人にとってはなかなか意識が持ちにくいので、ほかの河川との比較をすることで、地元の方もあらためて仁淀川の良さを理解できると思うといったご意見がございました。

対応としましては、ご意見を参考に、基本理念を修正してございます。

補足としまして、国及び高知県共に、今後においても、仁淀川の水質の良さを広報誌やホームページ等を活用して発信してまいりたいというふうに考えております。

### 【修正結果】

次に、修正結果でございます。

【修正素案】の98ページのほうに、「河川整備の基本理念」という項目がございまして、仁淀川水系河川整備計画の基本理念としまして、「清流・安全・親しみやすい川づくり」と



いうことで基本理念を修正しました。

次に、同じく【修正素案】の98ページの「豊かな水量と高い透明度を有する清流仁淀川の保全」の2段落目に「全国有数の清流を育てている」という内容で追記してございます。

また、同じページの3段落目に「動植物を育む豊かな清流を活かす川づくりを目指す」という内容を追記・修正しました。

続きまして、同じ【修正素案】98ページの「豊かな自然とふれあうことができる川づくり」の1段落目でございます。「豊かな自然に人々が魅せられ、地域住民や県内外からの水遊びやキャンプ」という内容を追記・修正しております。

また、2段落目でございます。「誰からも愛され伝えられる豊かな川づくりを推進する」という内容に追記・修正してございます。

### 治水対策の目標

続きまして、治水対策の目標に関するご意見でございます。

主なご意見としましては、高知県管理区間の支川において、治水安全度の表現をもっと前向きな表現で記載してほしいと。

あと、高知県管理区間の波介川で、「一定の安全度が確保されている」と書かれているが、被害が起きないという誤解を招く表現になるのではないかとといった意見を頂いてございます。

対応としましては、ご意見を参考に、波介川については、さらなる浸水被害低減に向けた対策が必要であることから、【修正素案】でその旨を記載しております。

また、課題として流下能力の向上が必要である旨、治水安全度向上に向けて取り組む旨を記載いたしております。

### 【修正結果】

修正結果でございますけど、【修正素案】の47ページより、「2-1-3 治水の現状と課題」の「i) 波介川」の1段落目に「一定の治水安全度が確保されているものの、さらなる浸水被害の低減のために、流下能力の向上に向けた対策を行う必要がある」という内容に追記・修正いたしております。

また、【修正素案】の114ページでございますが、「3-4 洪水、高潮等による災害の発生の防止又は軽減に関する目標」の「i) 波介川」の1段落目でございますが、「一定の治水安全度が確保されているが、浸水被害軽減のため、さらなる治水安全度の向上に向けて取り組んでいく」という内容を追記いたしました。

### 支川の改修

次に、支川の改修に関するご意見としまして数多くのご意見を頂いておりますが、要約をしますと、柳瀬川の合流点付近の浸水被害に対して、柳瀬川の早期改修と仁淀川の改修を実施してほしいというご意見と考えてございます。

対応としましては、柳瀬川流域では、本川からの背水被害の課題があることは認識しております。しかし、柳瀬川の流下能力は極めて低く、それによる浸水被害が多発している

ことから、当面は柳瀬川の流下能力の改善を図る必要があると考えております。

なお、仁淀川の背水の影響については地域の課題であることから、将来的に対応が必要であることを踏まえ現状の課題としてその旨を記載いたしました。

#### 【修正結果】

修正結果でございます。

【修正素案】の35ページ、「2-1-2 治水事業の沿革」の「7）柳瀬川」の第1段落目に「柳瀬川は、川幅が狭小で流下断面が不足していることや、下流部に広がる平地は地盤高が低く、仁淀川の背水による影響を受けやすいため」という内容を追記・修正いたしております。

また、3段落目でございます。「柳瀬川本川、支川春日川、斗賀野川、西山川等の延長35.8kmが整備されたが、下流部で未改修となっていることから浸水被害が未だに頻発しており、越知町から佐川町にかけての広大な農地等が被害を受けている」という内容を追記いたしました。

また、【修正素案】の49ページでございます。「2-1-3 治水の現状と課題」の「⑦柳瀬川」の1段落目に「河道の流下断面が著しく不足していることから」という内容を追記いたしております。

#### 護岸整備

次に、護岸整備に関するご意見としまして、中の谷川及び南の谷川の護岸の整備。

それから、南の谷川ポンプ場付近の改善をお願いしたいといった意見がございました。

対応としましては、南の谷川は改修済みですが、支川の中の谷川については未改修箇所が残っていることから、【修正素案】に追加いたしました。

#### 【修正結果】

修正結果でございますが、【修正素案】31ページの「2-1-2 治水事業の沿革」、「(7) 支川【高知県管理区間】の対策」に「4）中の谷川」を追加いたしております。中の谷川の治水事業の沿革につきまして追加をしております。

【修正素案】の48ページの「2-1-3 治水の現状と課題」の「5）支川【高知県管理区間】」に「④中の谷川」を追加いたしてございます。中の谷川の治水の現状と課題について記載をいたしました。

同じく【修正素案】の117ページの「3-4 洪水、高潮等による災害の発生の防止又は軽減に関する目標」の「(5) 支川【高知県管理区間】」、「1）洪水を安全に流下させるための対応」に「④中の谷川」を追加いたしました。中の谷川の洪水を安全に流すための対応について追加をしております。

続きまして、【修正素案】の144ページでございます。「4-1-1 洪水、高潮等による災害の発生の防止又は軽減に関する事項」、「(5) 支川【高知県管理区間】」の「1）洪水を安全に流下させるための対策」に「④中の谷川」を追加しております。具体的に読みますと、「中の谷川については、流下断面の不足する区間において、護岸の整備及び河道

掘削等を行い、必要な流下断面を確保する」と。「河床には現況と同様な滯筋を設ける。また、水際への捨石の配置や、自然石を帯状に配置し縦断方向に流況を変化させるなど、水生生物の生息環境の保全に努める」といった事項を追加いたしてございます。

また、同じページに整備箇所を示した平面図も追加をしてございます。

### **浸透対策**

続きまして、浸透対策に関するご意見としまして、地下水に影響が出ないような浸透対策をお願いしたいというご意見を頂きました。

対応としましては、浸透対策を実施する際は、現地の状況、地下水への影響、対策効果や経済性等を総合的に評価して最適な工法を検討してまいりますので、その旨を記載いたしました。

#### **【修正結果】**

【修正素案】の128ページの「4-1-1 洪水、高潮等による災害の発生の防止又は軽減に関する事項」の「(1) 仁淀川」の「4) 浸透対策」の2段落目に「なお、浸透対策を実施する際は、現地の状況、地下水への影響、対策効果や経済性等を総合的に評価して最適の工法を検討する」という内容を追記いたしました。

### **河道整備における配慮事項**

次に、河道整備における配慮事項に関するご意見としていくつかご意見を頂いておりますが、要約をしますと、高知県管理の支川改修について、貴重種等の動植物の生息環境に配慮してほしいというご意見と考えております。

対応としましては、ご意見を参考に、環境へ配慮した計画となるよう、「河川整備の実施に関する事項」に記載いたしました。

#### **【修正結果】**

修正結果でございます。

【修正素案】の133ページより、「4-1-1 洪水、高潮等による災害の発生の防止又は軽減に関する事項」の「(5) 支川【高知県管理区間】」の「②波介川」、「i) 火渡川」の2段落目に、環境配慮事項としまして「河床には現況と同様な滯筋を設ける。また、水際への捨石の配置、また、自然石を帯状に配置し縦断方向に流況を変化させるなど、水生生物の生息環境の保全に努める」という内容を追加しました。また、整備イメージ図も環境配慮を踏まえ修正してございます。

【修正素案】の135ページでございますが、同じく波介川の支川でございます「ii) 長池川」の2段落目に、環境配慮事項として、先ほどと同様の「河床には現況と同様な滯筋を設ける。また、水際への捨石の配置、自然石を帯状に配置して縦断方向に流況を変化させるなど、水生生物の生息環境の保全に努める」という内容を追記してございます。また、同じように、整備イメージ図も環境配慮を踏まえ修正してございます。

続きまして、【修正素案】141ページの「③奥田川」でございます。奥田川につきましても先ほどと同じように、環境配慮事項としまして、「護岸は湧水を妨げないかご枠、また、

覆土の施工。また、河床には現況と同様な滲筋を設け、抽水植物の生育環境を保全する」といった内容を追加してございます。また、整備イメージ図につきましても環境配慮を踏まえ修正してございます。

続きまして、【修正素案】146 ページの「⑤日下川」でございます。日下川につきましても同様に、環境配慮事項として「護岸は覆土して緑化を図る」と。また、「抽水植物の生育環境を保全する」といったような環境配慮事項を追加してございます。また、同じように、整備イメージ図も環境配慮を踏まえ修正してございます。

同じく【修正素案】の149 ページの「⑥柳瀬川」でございます。柳瀬川につきましても、環境配慮事項としまして「寄せ土や捨石によりまして、河道の湾曲に応じた現況の瀬及び淵の再生を図る。また、水際への捨石の配置」とか、そういったことによりまして「水生生物の生息環境の保全に努める」という内容を追記しております。また、整備イメージ図につきましても環境配慮を踏まえ修正してございます。

### **親水箇所の整備**

続きまして、親水箇所の整備に関するご意見としまして、加田地区に人が憩えるような親水公園を整備してほしい。

また、加田河川敷のキャンプ場を整備してほしいといったご意見を頂いております。

対応としましては、加田地区につきましては、今回の河川整備計画において堤防整備を行うこととしております。なお、ご意見を参考に、空間利用のさらなる向上の観点から修正しております。

また、親水公園等につきましては、関係自治体等と調整を図り検討をしてみたいと考えております。

### **【修正結果】**

修正結果でございますが、【修正素案】123 ページの「4-1-1 洪水、高潮等による災害の発生の防止又は軽減に関する事項」の「(1) 仁淀川」の「①堤防の整備」の堤防整備イメージ図に整備の説明内容としまして「なお、河道掘削は空間利用の更なる向上や洪水時における本川の水位低下及びそれに伴う支川の排水能力向上の観点を踏まえ、関係自治体と調整しながら一部破線での掘削を行う」という内容を追加しております。

### **親水箇所の整備**

次に、親水箇所の整備に関するご意見としましていくつかご意見を頂いておりますが、要約いたしますと、神母樋門上流の仁淀川右岸付近に親水公園等の整備をお願いしたい。

それから、江尻堤防付近の椿の保全をお願いしたいといったご意見と考えてございます。

対応としましては、ご意見を参考に、神母樋門上流（江尻地区）の空間利用について記載いたしました。

また、親水公園につきましては、関係自治体等と調整を図り検討をしてみたいと考えております。

補足としまして、なお、椿につきましては、流水の支障や維持管理上の妨げにならない

限り、極力残してまいりたいと考えております。

#### 【修正結果】

修正結果につきましては、【修正素案】の155ページの「4-1-3 河川環境の整備と保全に関する事項」の「(3) 河川空間の利用」の1段落目に「江尻箇所等において」という具体的な場所を追加してございます。

また、「自治体や地元住民等と連携して仁淀川の空間的特色や歴史的特色等を活かした整備をはじめ」という内容を追記しております。

#### 瀬淵の創出

次に、瀬淵の創出に関するご意見としまして、高知県管理区間の上流域や瀬や淵の創出の要望がございました。

対応としましては、ご意見を参考に、国管理区間だけでなく県管理区間や支川も含め、瀬や淵の保全に取り組むこととし、修正しております。

#### 【修正結果】

修正結果でございます。

【修正素案】の152ページより、「4-1-3 河川環境の整備と保全に関する事項」の「(1) 動植物の生息・生育・繁殖環境の保全」、「1) レキ河原等の保全」の1段落目の「仁淀川の国管理区間は」の中の「国管理区間」を削除してございます。

また、2段落目でございますが、「国及び県は」を追加してございます。

#### 施設の維持管理

次に、施設の維持管理に関するご意見としまして、奥田川の排水ポンプ場の維持管理についてのご意見を頂いております。

県管理区間の奥田川排水機場については現在、修繕を実施しております。

ご意見を参考に、県管理施設の維持管理について記載をいたしました。

#### 【修正結果】

修正結果でございますが、【修正素案】の162ページより、「4-2-1 洪水、高潮等による災害の発生防止又は軽減に関する事項」の「5) 施設の維持管理」に高知県の施設の維持管理としまして「高知県管理の排水ポンプ場及び排水門施設等については、定期的な巡視や点検により、機器の損傷等の早期発見に努め、必要な場合は補修を実施する」と。「また、老朽化が進んでいるものについては、今後長寿命化に向けた維持管理方法等に関する検討を行うとともに、施設の更新等、適切な措置を講じる」、「許可工作物については、維持管理状況の把握に努め、必要に応じて適切な措置を講じられるよう関係機関と連携を行う」と。「水文観測施設（水位・雨量）については、定期的な保守点検を実施し、不具合を発見した場合には速やかに必要な対策を実施する」という内容を追加いたしております。

#### 土砂管理

続きまして、土砂管理に関するご意見としましていくつかご意見を頂いておりますが、

要約をしますと、土砂収支を把握するための調査研究とか、また、土砂管理に対する対策・検討を行ってほしいといったご意見と考えております。

対応につきましては、これまでも土砂管理について検討をしてきておりますが、現状では、定性的な評価にとどまっております。このような状況の中で具体的な対策を行うことは困難と考えており、今後、河道及び河口砂州、海岸汀線の変化状況やダム堆砂状況等の把握を行い、適正な土砂管理を検討してまいりますので、その旨を記載いたしております。

#### 【修正結果】

【修正素案】の43ページの「2-1-3 治水の現状と課題」、「1) 仁淀川」の「⑥土砂管理への対応」の2段落目に「また、仁淀川の河口は、太平洋側からの波浪を受け、沿岸漂砂の堆積と河川流出土砂の堆積により砂州が発達し、古くから河口閉塞が発生している。近年でも河口閉塞が発生しており、アユ等の魚類の遡上・降下に対する移動阻害や、仁淀川本川の堰上げによる新堀川、波介川の排水不良が懸念される」という内容を追記いたしました。

また、4段落目でございますが、「桐見ダムの堆砂量が計画より増加している状況であるため」という内容を追記・修正しております。

また、5段落目でございますが、「河道、河口砂州及び」を追加してございます。

【修正素案】の62ページでございます。「2-1-3 治水の現状と課題」、「(3) ダム管理」に「2) 洪水調節【高知県管理区間】」、「①桐見ダム」を追加をいたしております。桐見ダムの現状と課題について追加をいたしております。

また、【修正素案】の63ページの「(3) ダム管理」に「4) 貯水池管理【高知県管理区間】」の「①桐見ダム」を追加いたしました。

【修正素案】の111ページの「3-4 洪水、高潮等による災害の発生の防止又は軽減に関する目標」の「(1) 仁淀川」、「9) ダム管理」の2段落目に「また、定期的なダム堆砂量の状況を調査するとともに」という内容を追記いたしました。

同じく「10) 総合的な土砂管理」の1段落目でございます。「河道掘削箇所での土砂の再堆積、樹林化等の進行、河口砂州の閉塞」という内容を追記いたしております。

【修正素案】の119ページでございます。「3-4 洪水、高潮等による災害の発生の防止又は軽減に関する目標」の「(5) 支川【高知県管理区間】」に「2) ダム管理」を追加いたしました。

同じく【修正素案】の156ページの「4-2-1 洪水、高潮等による災害の発生の防止又は軽減に関する事項」の「(1) 河川の維持管理」、「1) 河道の維持管理」の1段落目に「局所洗掘の発生箇所や土砂の再堆積が懸念される箇所等について、重点的に河川巡視やモニタリングを実施する」という内容を追記いたしております。

【修正素案】の167ページでございます。「4-2-1 洪水、高潮等による災害の発生の防止又は軽減に関する事項」に「(3) ダムの維持管理【高知県管理区間】」の「1) 桐見ダム」を追加いたしました。

同じく【修正素案】の174ページでございます。「4-2-1 洪水、高潮等による災害の発生の防止又は軽減に関する事項」の「(6) 総合的な土砂管理」の1段落目に「仁淀川の土砂動態については、大きな問題は生じていないが、上中流部でのダムの堆砂、下流部の局所洗掘や河道掘削実施箇所での再堆積等の河床変動、河口閉塞の発生、高知海岸の浸食等の課題がある。このため、」という内容を追記いたしております。

#### **大規模地震に伴う河道閉塞**

次に、大規模地震に伴う河道閉塞に関するご意見としまして、大規模地震に伴う河道閉塞発生時の対応・対策の記載をお願いしたいというご意見を頂いております。

対応としましては、ご意見を参考に、危機管理対策として大規模地震等による河道閉塞(天然ダム)の対応を追記いたしました。

#### **【修正結果】**

【修正素案】の64ページの「2-1-3 治水の現状と課題」、「(4) 浸水被害軽減策及び危機管理への対応」の1段落目に「さらに、山腹崩壊により河川に天然ダムが発生した場合への早急な対応・対策を目的とした訓練も必要である」という内容を追記いたしております。

同じく【修正素案】の111ページ、「3-4 洪水、高潮等による災害の発生の防止又は軽減に関する目標」、「(1) 仁淀川」、「(8) 浸水被害軽減策及び危機管理への対応」の2段落目に「さらに、山腹崩壊により河川に天然ダムが発生した場合は、甚大な被害につながるおそれもあるため、早急な対策を行うことにより被害軽減を図る」という内容を追記いたしました。

同じく【修正素案】の169ページ。「4-2-1 洪水、高潮等による災害の発生の防止又は軽減に関する事項」の「(4) 浸水被害軽減策及び危機管理体制」の「2) 地震及び洪水・津波への対応」の3段落目に「大規模地震による津波災害や山腹崩壊による河川への天然ダムの発生を想定し、対策工法の検討や、資機材の調達方法を含む」という内容を追記・修正しております。

#### **その他意見**

続きまして、その他に関するご意見としまして、仁淀川を対象としたさまざまな計画(宇治川の河川整備計画、仁淀川の清流保全計画等)が策定、または、策定されようとしているのかといった意見。

また、本整備計画とはどのような関係にあるのか整理してはどうかというご意見を頂きました。

対応につきましては、ご意見を参考に、仁淀川水系を対象とした各種計画を追記いたしました。

#### **【修正結果】**

【修正素案】108ページの「3-3 河川整備計画の対象期間等」の3段落目に「なお、本整備計画は、仁淀川水系に関連する各種計画と整合を図りながら実施するものとする」

という内容を追記いたしました。

また、同じページの表-3.3.1に「仁淀川水系に関する各種計画」を追加いたしております。

#### 追加河川について（高知県管理区間）

続きまして、追加河川（高知県管理区間）につきまして高知県のほうからご説明を申し上げます。

○事務局（高知県） 県土木部河川課の竹崎です。

私のほうからは、【修正素案】で追加しました県管理区間、4つの河川の説明をいたします。

追加しました河川は、土佐市を流れます『新堀川』、『末光川』、『渡し上り川』、いの町を流れます『中の谷川』です。

座りまして改修内容等を説明させていただきます。

#### 新堀川

まず、【修正素案】28・47ページに記載してございます新堀川です。

#### ■現状と課題

新堀川は、仁淀川支川のうち最も下流で本川に合流する河川で、低平地を流れる河川であることから、河床勾配は極めて緩い。仁淀川の背水の影響を強く受けるという特徴がございます。

治水事業は、昭和51年から下流部で局部改良事業を着手しまして、昭和52年には内水対策として新居排水機場を整備してございます。この排水機場は、平成4年にはポンプ増設され、その後、平成17年から排水機場が国管理となりまして改良工事等を実施してございます。

課題は、上流部に未改修区間があるため、下流部と同程度の治水安全度を確保する必要があるとしてございます。

#### ■目標

【修正素案】114ページです。

新堀川の目標は、年超過確率1/5規模の洪水を対象としてございます。仁淀川合流点における河道整備流量は55m<sup>3</sup>/sです。この流量を安全に流下させるため、河道整備等、治水事業を計画的に実施し、氾濫による浸水被害の発生を防止します。

#### ■実施内容

実施内容でございます。【修正素案】131ページ。

流下断面の不足する区間におきまして、河道掘削等を実施し、必要な流下断面を確保いたします。

整備イメージの横断図、緑色に示しておりますのが河口から2.1km付近の標準的な断面でございます。川岸には護岸は設けず、約2割勾配の土の堤防とします。

また、整備にあたっては、水際への捨石の配置や、自然石を帯状に配置し縦断方向に流



況を変化させる等、水生生物の生息環境の保全に努めます。

#### 波介川支川 末光川、渡し上り川

次に、【修正素案】29 ページ、47 ページに記載しております末光川、渡し上り川です。

##### ■現状と課題

波介川支川のこれら2つの河川は、波介川本川に比べて流下能力が低くなってございます。

末光川は、平成4年に局部改良事業に着手したものの、整備には至ってございません。

渡し上り川は、平成7年に事業の採択を受け、整備を進めてございます。

流下能力が低いことから、平成16年、17年に両河川とも浸水被害が発生しています。

課題は、波介川と同程度の治水安全度を確保する必要があるとしてございます。

##### ■目標

【修正素案】116 ページでございます。

末光川と渡し上り川の目標です。

両河川とも、波介川と同程度の年超過確率1/3規模の洪水を対象としまして、最下流部の波介川合流点における河道整備流量は20m<sup>3</sup>/s でございます。この流量を安全に流下させるため、河道整備等、治水事業を計画的に実施し、氾濫による浸水被害の発生を防止します。

##### ■実施内容

【修正素案】137・139 ページでございます。

実施内容になります。

実施内容は、流下断面の不足する区間において河道掘削等を実施し、必要な流下断面を確保します。

整備イメージの横断図、緑色で示しておりますのが河口から0. km 付近の標準的な断面でございます。川岸には護岸を設けず、約2割勾配の土の堤防としてございます。

また、整備にあたっては、水際への捨石の配置や、自然石を帯状に配置しまして縦断方向に流況・水量を変化させる等、水生生物の生息環境の保全に努めます。

#### 中の谷川

最後に、【修正素案】31 ページ、48 ページに記載してございます中の谷川です。

##### ■現状と課題

中の谷川は、いの町大内で仁淀川に合流します南の谷川の支川でございます。低奥型の地形で河床勾配が極めて緩く、仁淀川の背水の影響を強く受けます。

中の谷川は、昭和50年から局部改良事業に着手しており、下流の240m区間と上流の320m区間の改修が完了してございます。

内水対策として昭和55年に国により南の谷排水機場が整備されています。

課題は、中流部に未改修区間があるため、下流部と同程度の流下能力を確保する必要があるとしてございます。

## ■目標

中の谷川の目標です。

中の谷川、年超過確率1/5規模の洪水を対象とし、最下流部の南の谷川合流地点における河道整備流量は43m<sup>3</sup>/sです。この流量を安全に流下させるため、河道整備等の治水事業を計画的に実施し、氾濫による浸水被害の発生を防止します。

## ■実施内容

【修正素案】144ページ。

実施内容でございます。

流下断面の不足する区間において河道掘削等を実施し、必要な流下断面を確保します。

整備イメージの横断図ですが、緑色で示しておりますのが河口から2.1km付近の標準的な断面です。流速の関係もありまして、5分のブロック積護岸としてございます。

また、整備にあたっては、河床に現況と同様の滞筋を設けて、水際への捨石の配置、自然石を帯状に配置しまして縦断方向に流況を変化させる等、水生生物の生息環境の保全に努めます。

高知県管理区間におけます追加河川の説明は以上でございます。

【修正素案】に対します事務局からの説明は以上でございます。

よろしくお願いいたします。

## 4) 質疑・応答

○司会 ここからは、皆様よりご意見・ご質問を頂くこととなります。

ご質問・ご意見を頂くに際しましてはお願いがございます。

まず、発言される前には挙手をお願いいたします。そうしましたら、司会の私からご指名をさせていただきます。係の者がマイクをお持ちいたします。マイクがお手元に届きましたら、居住地の市町村名とお名前をおっしゃっていただきまして発言をお願いいたします。お住まいやお名前につきましては、流域のどこの方のご意見かを特定するために使わせていただきます。ホームページやニュースレター等に公表する際には、お名前を除いた形で公表をさせていただきます。それから、発言は速記録を取っておりますので、マイクを通してのご発言をお願いいたします。円滑な議事進行のためにご協力をいただきますようよろしくお願いいたします。

それでは、ご質問・ご意見をお受けいたしたいと思っております。

ご質問・ご意見ございます方は、挙手をお願いいたします。ご質問・ご意見ございませんでしょうか？はい、せっかくの機会でございます。ご意見ございましたら、どうぞよろしくお願いいたします。

○事務局（国交省） せっかくですので、何か意見ございませんでしょうか？

本日、ご意見ない場合でも、今、パブリックコメントを行っておりますので、後ほ

ご意見ありましたら、そちらのほうをまたはがきやメール等でご意見頂ければと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○司会 議事終了の予定時刻よりは早い時刻ではございますが、本日は長時間にわたりまして誠にありがとうございます。

最後に、事務局のほうから何かございましたら、どうぞお願いいたします。

○事務局（国交省） せっかくの機会でございますので、もし本当にご意見ございましたら、お聴かせいただければと思っております。

○事務局（国交省） そうしましたら、本日、会議資料でお配りしましたこのニュースレターVol. 2という中にまた今回の整備計画【修正素案】に対する意見を記載するはがきが付いております。一度、【修正素案】をご確認いただきまして、ご意見やご質問がありましたら、このはがきを使っていただきまして投函していただければと考えておりますので、後日、またよろしくお願いいたします。そういったことで、このご意見を集約しまして、そういったものをできるだけ反映して、今後、仁淀川の整備計画にできる限り反映させていければと考えておりますので、今後ともよろしくお願いいたします。

#### 4. 閉 会

○司会 以上をもちまして、第2回仁淀川流域住民の意見を聴く会【土佐市会場】を閉会いたします。

なお、先ほど事務局より説明がありましたが、追加のご質問、ご意見等々がございましたら、本会場の後方に準備しております意見回収箱に11時40分ごろをめぐりにご投函いただけますようお願いいたします。また、後日、ニュースレターにありますおはがき、先ほど事務局より説明いたしました仁淀川のニュースレター、中紙でございますけれども、このはがきをご利用いただきまして投稿いただけますようよろしくお願いいたします。

それでは、本日は、ご参加いただきまして、誠にありがとうございました。

これにて閉会いたします。

ありがとうございました。

（以降、来場者に備え定刻まで待機を実施）

○司会 それでは定刻となりましたので、第2回 仁淀川流域住民の意見を聴く会【土佐市会場】を終了いたします。